

ミツヒロニュース



秋本番です。何をするにも良い季節となりました。血圧が高めなので、朝晩血圧を測るようにしています。休日のある日、万歩計の歩数が1354歩を超えていました。その夜、血圧を測ると80-130台になっていました。普段でも、一日1万歩を歩いた後は80-130台の数値。歩くことにより、血圧を下げる事が分かりました。健康維持のため毎日1万歩を目指して、頑張ります。
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇輸出物品販売場制度のQ&Aを公表
- ◇相続発生後の手続きについて
～成年後見人と特別代理人～
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(30)
「役員報酬の改定②」
- ◇厚生年金保険料率の引き上げ
- ◇あとがき
がま口に魅せられて

輸出物品販売場制度のQ&Aを公表

国税庁はこのほど、「輸出物品販売場制度に関するQ&A」をまとめ、同庁HPに掲載しました。外国人旅行者が増加するなか、平成26年度税制改正で、外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場(免税店)制度)が見直され、2014年10月1日以後に行う免税対象物品の販売から適用されることとなりました。この改正により、消費税免税対象物品の範囲が、一定の要件の下、食品や飲料など消耗品を含む全ての物品に拡大されます。

今回の改正の主な内容は、輸出物品販売場制度について、(1)免税対象物品の範囲が、消耗品を含む全ての物品に拡大されたこと、(2)一定の場合、輸出物品販売場(以下、免税店)を経営する事業者において非居住者の旅券等の写しの保存が必要となったこと、(3)購入記録票等の様式の弾力化や記載事項の簡素化が図られたことなどです。

免税対象物品	免税の判定(税抜価額)	
一般物品(通常生活の用に供する物品のうち消耗品以外のもの)	一般物品の合計額が1万円超える	同一の免税店において 同一の日に同一の非居住者に販売
消耗品(食料品、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)	消耗品の合計額が5千円超50万円までの範囲内	

例えば、同一の免税店、同一の日に非居住者に対して販売した物品の内訳が、一般物品6千円、消耗品6千円の合計1万2千円である場合、一般物品は1万円を超えていないため免税にはならず、消耗品は5千円を超えているため免税対象となります。

また、以下の方法で販売する場合に限り、免税対象となります。
それは、(1)非居住者が、旅券等を免税店に提示し、その旅券等に購入記録票(免税物品の購入事実を記載した書類)の貼付けを受け、旅券等と購入記録票との間に割印を受けること、(2)非居住者が、「消耗品を購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類」を免税店に提出すること、(3)指定された方法により包装されていることです。

外国人観光客が多い広島です。是非、活用していただければと思います。

相続発生後の手続きについて

～成年後見人と特別代理人～

今日、高齢化社会と言われる中、相続税の申告においても、相続人が高齢者で認知症であるといったケースが多く見受けられるようになってきています。

遺産分割協議を行うとき、相続人の中に認知症や精神障害の方がいると、通常の相続手続きとは違った煩雑な手続きが必要となる場合があります。また、相続人の中に未成年の方がいる場合も同様です。

今回は、こういったケースの中でも問い合わせが多く、申告でもよくある事例を取り上げて報告します。

相続人の中に未成年者がいる場合

①家族構成

父、母A、子供B、子供C、子供Dという家庭があり、父が亡くなったとします。

②法定相続人

この家庭の相続人は、母A、子供B、子供C、子供Dの4人です。

③子供C、Dが未成年の場合

C、Dにそれぞれ1人ずつ特別代理人※を選任する必要があります。

相続では、相続人が未成年者であるかどうかに関わらず、遺産分割を行うには、未成年者も含めた相続人全員の同意が必要となります。

しかし、A・Bは特別代理人にはなれません。

父の相続人であるA・Bが、特別代理人に認められてしまうと、A・Bに有利なように財産を取得することも可能になってしまいます。例えば、C・Dの取り分を減らし、自分の取り分を増やすということも可能になってしまうからです。

したがって、利益相反関係にない別の特別代理人を選任する必要があります。具体的に、申告までの流れは次頁の通りです。

※特別代理人とは、単独で法律行為をすることができない未成年者C・Dに代わり、遺産分割協議に参加し、C・Dに代わって遺産分割協議書へ署名押印する代理人のことです。

《多い事例》

父（亡くなった方）



子供 B
(成年)



子供 C
(未成年)



母

A



子供 D
(未成年)



相続人の中に認知症の方がいる場合

①家族構成

父、母A、子供B、子供Cという家庭があり、父が亡くなったとします。

②法定相続人

この家庭の相続人は、母A、子供B、子供Cの3人です。

③母Aが認知症の場合

母の認知症の程度ですが、自分の状況を理解できないため、物事を判断する能力、意志能力がなく、自分の名前も書けない状況です。

遺産分割の話し合いの内容が理解できない母Aに、不利益な結果とならないよう、母Aに代わり、財産に関する全ての法律行為を行う権限が与えられる成年後見人を選任する必要があります。

成年後見人が父の相続人である場合は、遺産分割協議においては、利益相反関係にならない別の特別代理人の選任も必要です。

《多い事例》

父（亡くなった方）



子供 B
(成年後見人)



母

A



(認知症)

子供 C



(次頁へつづく)

ポイント

- * 相続人の中に、認知症や障害者の方がいる場合は、医師の診断等・手続きに4～6ヶ月かかります。相続が発生したら、早めにご家族で話し合いを！
- * 家庭裁判所に成年後見人・特別代理人を申し立てする際、遺産分割協議書（案）を提出することになります。そのため、財産の把握を急ぐ必要があります。また、あまり偏った分割内容では、家庭裁判所に認められないケースがあります！

相続税の申告までの流れ

父が亡くなりました

相続の手続・申告準備がスタート

家族で、成年後見人と特別代理人を誰にするか決めます

相続人が未成年者の場合（特別代理人）

身内（成人）で適当な方がいない場合は、知人や専門家などの第三者でも構いません。

相続人が認知症・障害者の場合（成年後見人）

成年後見人は、一般的に親族になることが多いです。場合によっては、司法書士、弁護士等の専門家になることもあります。

財産を把握・遺産分割案を作成

財産を把握して、どの様に財産を分けるのか、案を作成します。

10ヶ月

家庭裁判所に申立てます

相続人が
未成年の場合

3週間～
2ヶ月

相続人が
認知症・障害者の場合
4～6ヶ月

家庭裁判所が母A・成年後見人Bとそれぞれ面談します

成年後見人が選任されます

成年後見人は、今後定期的に裁判所へ自分の行った仕事内容（本人の財産の管理状況）を報告していくことになります。

特別代理人が選任されます

遺産分割 成立

相続税の申告書を税務署に提出



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 30. 「役員報酬の改定②」

前回、「役員報酬を期の途中で変更できないのは、利益調整をさせないため」と説明しました。では、法人の財務状況が危機的な状況にあっても、期の途中で役員報酬を減額することはできないのでしょうか？

税法上、法人の業績が著しく悪化した場合、期の途中で役員報酬を減額することを「業績悪化改定事由」として認めています。

◆法人税基本通達 9-2-13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）

令第 69 条第 1 項第 1 号ハ《定期同額給与の範囲等》に規定する「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいうのであるから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれないことに留意する。

経営状況の悪化により、従業員賞与を一律カットせざるを得ないような場合であれば、役員報酬の減額は認められるのですが、一時的な売上・利益の減少や銀行との関係上赤字や債務超過にできないという理由で減額することは「業績悪化改定事由」には該当しないため、減額が認められないということです。

国税庁が、役員給与の額の改定に当たり参考になる事例を公開しています。

「役員給与に関する Q & A」（平成 24 年 4 月改定）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/qa.pdf>

この Q & A は東日本大震災を受けて改定されたものですが、**「業績悪化改定事由」による役員報酬の減額は、要件が非常に厳しいことがわかりいただけ**と思います。

よって、税務調査においては、改定時由について厳しく検討されます。

法人のために役員報酬を減額したいと考えても、実行するには要件を満たす必要がありますので、注意してください。

参考文献： ■税のしるべ 2014.9.1号 ■MJS 掲示板 2014.9月号 ■ビューポイント 2014.夏号

厚生年金保険料率の引き上げ

厚生年金の保険料率が、今年も 9 月分（10 月末納付期限分）から引き上げられます。給与計算において、控除する保険料の変更を忘れないように行っておきましょう。一般被保険者の保険料率は、それまでの 17.12% から 0.354 ポイント引き上げられ、**17.474%**になります。

あとがき がま口を愛用している下田です。手にしっかりと馴染む、ぷっくりした可愛い形と金口を閉じる時の「パチン」という音に、すっかり魅せられています。しかも収納力抜群。バッグ(もちろんがま口)から、マトリョーシカのように、財布や小銭入れが次々に出てくる様子を見て、目を丸くされることもあります。私にとっては魔法のがま口。使うたび、楽しく嬉しい気分になります。今日もパチン！きっと楽しいことが待ってるね♪



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

